

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区納付案内センター運営業務委託	No.5200362
工（納）期	令和１０年３月３１日	
契約締結日	令和７年４月１日	
契約金額	令和７年度 ８０，５８４，６８０円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社アイティフォー・ベックス (法人番号：7010001243714)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	長期継続契約

業者選定理由書

件 名	荒川区納付案内センター運営業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社アイティフォー・ベックス 所在地 東京都千代田区一番町21番地 代表者 代表取締役 村田 純一
特命理由	本件は、荒川区納付案内センターにおける案内対応、催告業務等の一連の滞納整理業務について委託するものである。 主管課からは、プロポーザル方式による委託先候補者の選定結果に基づき、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 候補者の選定に当たっては、外部委員を含めた評価委員会により評価基準を定め、申し込みのあった2社について評価・採点を行っているが、上記業者は8割を超える総合点を獲得している。 特に、重点項目である「架電・受電業務」については9割、「外国人・被保険者対応」については8.5割を超える得点率を得ており、収納率向上の対策や外国人従業員の配置等が評価された。 二次審査においても、本事業への理解の高さや上記業者が開発するシステムを用いた安全性の高い催告方法の提案がなされた。 ② 上記業者は他自治体における納付勧奨業務の受託実績も豊富であるため、経験・ノウハウを活かし、効果的で区の狙いに即した業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) ○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの長期継続契約（3年）を締結する。